

第十三章

入寮定員の減と通所定員の増

— 山の中に大型施設はいらない —

(平成元年)

52 53 54 ~ 58 59 60 61 62 63 64 ~ 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 ~

- | | | | |
|--------|------------------------------|------------------|--|
| •春日園開園 | •たんぼ作業所管理開始
•天皇陛下より御下賜金拝受 | •第2春日園開園 | •生活ホーム「とびた」設立 |
| | | •生活ホーム「KASUGA」設立 | •生活ホーム「1・2号館」設立 |
| | | •生活支援サービスのぞみ設立 | •つくし/たけのこ作業所運営
•障害者自立支援法へ移行
•のぞみ移転統合 |

これらを通し平成19年1月30日の勉強会では春日園が生活介護を主体に40名定員、第2春日園は授産活動を主体に50名の定員で速やかに新体系移行に向け検討していくことが確認された。

思いは一人でも多くの利用者に町中で私達となるべく同じような生活を体験していただきたい。

①障害者支援施設としての春日園

施設入所支援（宿泊施設）として60名を40名定員に減員し、合わせて日中活動として生活介護を行うと共に、空いた2居室をショートステイとして4名分確保する。ショートステイについて、春日園は従来まったく眼中になかったことだが、地域で利用して下さる方に門戸を広げると共に、ホーム等利用者の緊急避難場所的要素を持たせたいという意味もあった。

②就労系の第2春日園

働くことを中心とした就労継続Bと養護学校等（特別支援学校）からの受け入れのために就労移行を30名の定員から50名に増員し、経済的自立のために4万円の工賃を目標に頑張ろう。

これを基本に、平成20年4月新体系への移行を目標に据え、埼玉県との協議や細部の検討が更に1年以上検討された。結果50名の利用者は12名の就労移行事業と40名の就労継続B型事業という52名定員に生まれ変わる事となった。

③妻沼つくし作業所の経営受託

障害者自立支援法は私達福祉施設にとって大きな不安を投げかけた制度であった。特に小規模作業所といわれる小さな施設

にとってその存続は厳しいものがあり、妻沼つくし作業所もその一つであった。

昭和61年にプレハブから始まった同所は妻沼手をつなぐ親の会が町立として運営していたが、市町村合併で熊谷市は市で施設はもたない方針と拒否。社会福祉法人化も難しく平成18年9月埼玉のぞみの園に経営委託を打診してきた。諸々の課題や作業所の移転を通し平成19年4月開所式と共に経営を受託し、20年には設置経営となり、4月から法人施設一斉の新体系への移行で就労継続B型27名定員の施設となった。

そして平成23年4月飯塚地区に新築オープン。やっと長い賃貸生活から脱皮できたのである。法人経営僅か4年で新築なったことは非常に幸運なことであり、保護者の皆様方には大変喜んで頂いた。生活介護15名、就労継続B型15名の小さな施設が着々と地歩を固めつつある。

▼妻沼つくし作業所

